

青色申告特別控除

～引き続き 65 万円の控除を受けるには～

上原会計事務所
松本市島立 1095 番地 1
デザインセンタービル 2F
Tel : 0263-88-2514
Fax : 0263-88-2516

今年も所得税の確定申告の時期を迎えます。

令和 2 年分以後の所得税について、個人事業主の方々は確定申告書等を紙提出(税務署 PC 利用も含む)するか、電子申告するかによって、控除額が異なってくる場合があります。

ご自身で確定申告をされる方は変更点を確認し、必要な準備に取り掛かりましょう。

※弊社で請け負わせて頂く場合は、従来から電子申告が原則ですのでご安心ください。

【変更点① 青色申告特別控除額の変更】

令和 2 年以後 65 万円⇒55 万円

【変更点② 基礎控除額】

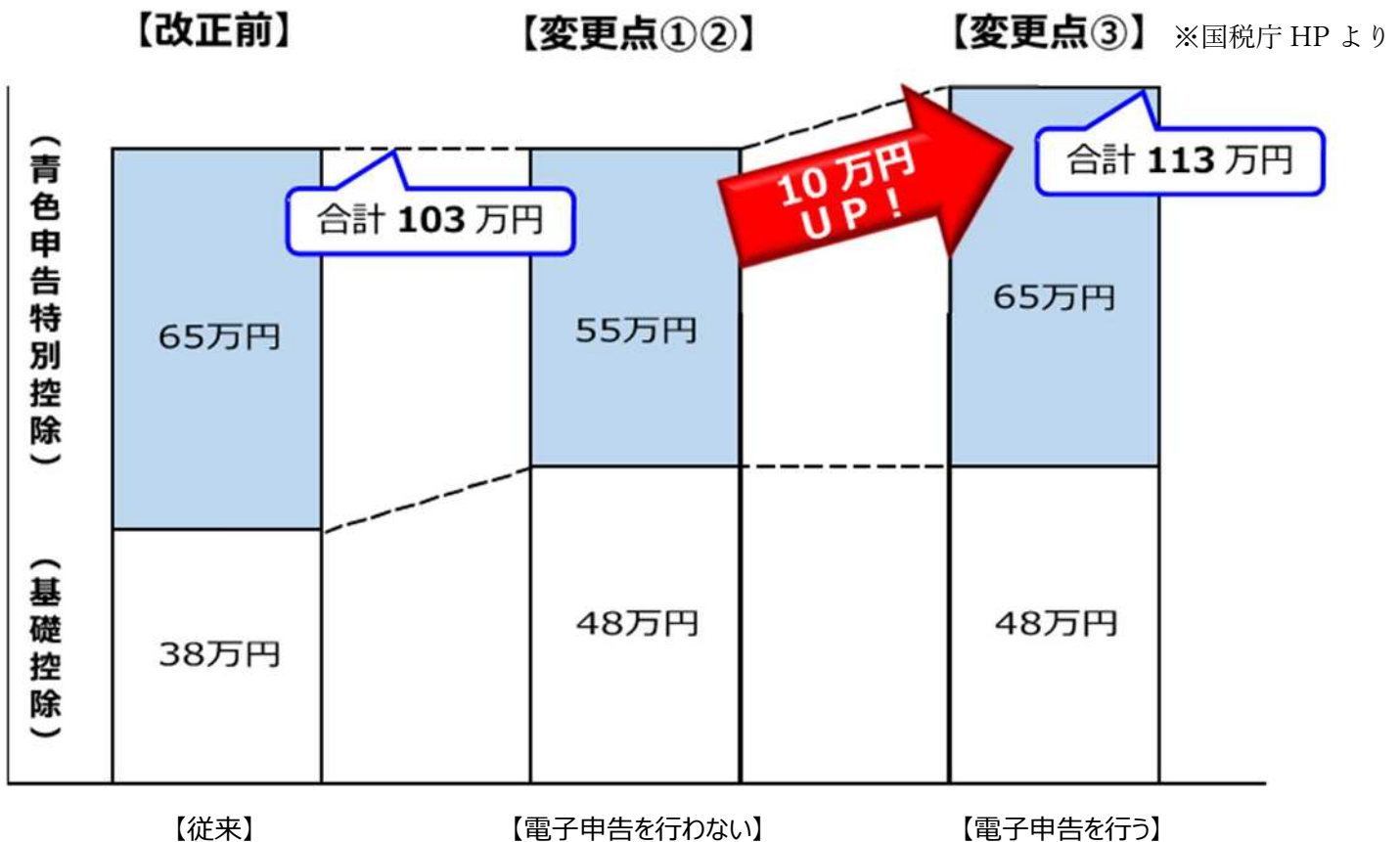
令和 2 年以後 38 万円⇒48 万円



※青色申告特別控除 55 万円(又は 65 万円)を受ける為には、複式簿記による記帳など、一定の要件を満たすことが必要です。

【変更点③ 適用要件の追加】

e-Tax による申告(電子申告)又は電子帳簿保存を行うと、青色申告特別控除額が 65 万円



★増額と減額により、従来比ではプラスマイナスゼロとなり、一定の要件を満たすと、控除額が 10 万円増額となります。

★電子帳簿保存は税務署へ予め承認を受ける必要があります。

★電子申告を行うには、事前準備(利用者番号の取得、マイナンバーカードやリーダー)が必要な場合があります。

国税庁 HP にて、特集ページが用意されていますので、確認しましょう。

